

## 商標登録無効審判の「請求の理由」の書き方

商標登録無効審判の審判請求書に記載すべき事項は、商標法第56条において準用する特許法第131条第1項に規定されており、その事項の一つとして、同項第3号に「請求の趣旨及びその理由」が掲げられています。

「請求の趣旨及びその理由」における「請求の理由」には、「請求の趣旨」において無効にすることを求めた商標登録が商標法第46条第1項各号に掲げるいずれかの無効事由に該当することについて、具体的事実を証拠により明らかにしながら記載します。

### 1.1 「請求の理由」の「項分け記載」について

「請求の理由」の欄については、商標登録の無効の審判にあつては商標法第46条第1項各号に該当する具体的な理由を明確に記載する方法として、「項分け記載」を推奨しています。

これによれば、審判請求人は要点整理を行いながら、または審判請求人の主張が客観的に認識し得るように、請求書を作成できるという点で有用です。

また、審理上も、必要な箇所を見出しやすく、要点整理に役立ち、その効率化もできます。

審判請求書の「請求の理由」の欄には、事案に応じて以下の項目に分けて主張・立証等を順次記載します。

### 1.2 「請求の理由」の「項分け記載」の要領

(第4条第1項第11号に関する場合の例)

#### (1) 「請求の理由の要約」

商標登録の無効審判においては、請求人の主張が、いずれの指定商品又は指定役務に対し、いずれの根拠条文に基づいて、どのような事実及び証拠によってされているのかが、的確に把握できるようにすることが必要です。

したがって、無効理由に係る主張事実及び証拠等の要点を整理した「無効理由の要約」を「請求の理由」の最初に掲げることにより、審判請求人が主張立証しようとする請求の理由の全体を明確にすることが望ましいものです。

「請求理由の要約」の記載にあたっては、必要に応じて表形式などを用いて請求の理由を整理し、商標登録を無効とすべき法律上の根拠（商§46 一～五のいずれに該当するか）を証拠の表示とともに簡潔に記載します。

#### (2) 「手続の経緯」

本件登録商標、指定商品、出願から商標権の設定の登録に至るまでの経緯（出

願日、登録日等)を記載します。

(3) 「引用商標」(甲第2号証)

引用商標、指定商品、出願から商標権の設定の登録に至るまでの経緯(出願日、登録日等)を記載します。

(4) 「本件商標登録を無効とすべき理由」

以下の項目に従って、本件商標登録を無効とすべきである理由を記載します。

本件商標の説明

本件商標の構成を説明し、本件商標の外観、称呼、観念等について説明します。

引用商標の説明

引用商標の構成を説明し、引用商標の外観、称呼、観念等について説明します。

本件商標と引用商標との類否

本件商標と引用商標から生ずる外観、称呼及び観念の比較、両商標の指定商品の類否等を説明して、本件商標が引用商標と類似する理由を明らかにします。

また、引用商標の周知・著名性、取引の実情等について主張するときは、証拠の提示とともに具体的かつ明確に記載します。

(5) 「むすび」

結論として、本件商標登録は、商標法第 条第 項第 号に違反してされたものであるから、無効とすべきものである旨を記載します。

### 1.3 請求の理由の記載例

#### 【記載例】商標法第4条第1項第11号に該当する場合

##### (1) 請求の理由の要約

商標法第4条第1項第11号（商標法第46条第1項第1号）

	本件商標登録（甲第1号証） 商標登録第 号	証拠（甲第2号証） 商標登録第 号
商標		×××
指定商品・区分	第 類 「 , , 」 第 類 「 _____, , 」	第 類 「 <u>×××</u> , , 」
手続の経緯	出願日 平成 年 月 日 登録日 平成 年 月 日 公報発行日 平成 年 月 日 （商第 号公報）	出願日 平成 年 月 日 公告日 平成 年 月 日 （商公昭 - 号公報） 登録日 平成 年 月 日
理由の要点	<p>本件登録商標は の欧文字を書してなるものであるから「 」の称呼を生ずる。これに対し、引用商標は「×××」の片仮名文字より「 」の称呼を生ずるものであるから、両商標は「 」の称呼を共通にする類似のものである。</p> <p>また、本件登録商標の指定商品中第 類「 」と引用商標の指定商品中「×××」は、同一又は類似のものである。</p>	

##### (2) 本件商標登録を無効とすべき理由

本件商標

本件登録商標は、「 」の欧文字を横書きしてなり、第 類「 , 」を指定商品として平成 年 月 日登録出願、平成

年 月 日設定登録されたものである。

#### 引用商標

引用商標は、「×××」の片仮名文字を横書きしてなり、第 類「  
、  
」を指定商品として平成 年 月 日登録出願、平成  
年 月 日設定登録され、現に有効に存続しているものである。

#### 本件商標と引用商標との類否

##### (a) 両商標の類否

本件商標は、「  
」の欧文字からなるものであるから、これより  
「  
」の称呼及び「  
」の観念を生ずる。

一方、引用商標は、「×××」の片仮名文字からなるものであるから、  
これより「  
」の称呼、「  
」の観念を生ずる。

したがって、本件商標と引用商標とは、外観が相違するとしても「  
」  
の称呼及び「  
」の観念を共通にする類似の商標である。

##### (b) 指定商品について

本件登録商標の指定商品中第 類「  
」と引用商標の指定商品中  
「×××」とは、・・・であるから、同一又は類似の商品である。

##### (c) 結論

本件商標と引用商標とは、外観が相違するとしても「  
」の称呼及  
び「  
」の観念を共通にする類似の商標であり、その指定商品も同  
一又は類似する商品である。

### (3) むすび

したがって、本件商標登録は、商標法第4条第1項第11号に違反し  
てされたものであるから、同法第46条第1項の規定により、無効とすべ  
きである。